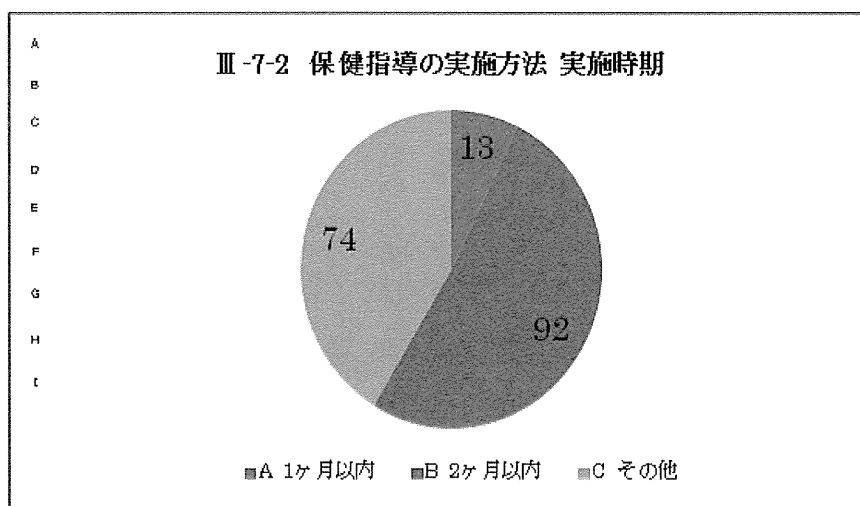


Ⅲ－７ 保健指導の実施方法

(2) 保健指導実施時期

保健指導の実施時期は、「健診後おおむね1月以内」が13健診機関(7.3%)、「健診後おおむね2月以内」が92機関(51.4%)、「その他」が74機関(41.3%)であった。

「ウ その他」に該当するものとしては、健診当日、健診後3～6月後、事業場希望日、産業医訪問時、グループ分けして順次実施、保健指導利用券の期限内等がある。



区分	回答項目	回答数	%
A	健診後おおむね1月以内	13	7.3%
B	健診後おおむね2月以内	92	51.4%
C	その他	74	41.3%
	無回答	16	-
	計	195	100.0%

[Cのその他の内容（自由記載）]

2ヵ月以内が望ましいが、短期間で健診が終了する場合は可能だが、健診終了までの期間が長い場合が多いので、まとめて選定すると数ヶ月かかる。また訪問を定例的に月1回行なう場合も終了まで数ヶ月かかる。	ドックの場合当日希望があれば午后に指導 事業所、健保からの要望
	タイムリーな保健指導時期を目標としているが、事業所との調整により遅くなることもある。
	ドック受診者で希望者は当日階層化し実施
おおむね2～3ヶ月以内 協会けんぽの特定保健指導と同日に実施	依頼による
	一部健診当日
3か月以内（2）	契約先の希望に沿う
ドック受診当日	健診後、概ね3ヶ月後
依頼機関より指導の要請があった場合	健診後4名/月程度を順次実施
外来健診では当日、訪問の保健指導では4ヶ月後位	健診後おおむね1～2月以内。対象者の希望により1～2月をこえて実施する場合もある。
健康診断時	
健診後2～3ヶ月後	健診後おおむね2ヶ月～6ヶ月以内
健診後3月以内に勧奨の電話をし、その後予約が入ってから実施。	健診後おおむね3月以内
	健診後半年以内に開始
健診後6ヶ月以内	健保・組合などそれぞれの契約内容によって違いがあり、当日対応
健診後おおむね3月～6月以内、健診当日実施もあり	
健診実施後3ヵ月頃を目途に保健指導を実施することが多い（事業所と保健師でスケジュール調整の上、決定する）	特定保健指導は、ドック受診当日に実施
	健診当日～6月以内
	健保組合の基準
健診日当日（5）	事業者の都合で3ヶ月もある
	事業場の業務状況に合わせて繁忙期はさける
健診日当日～半年、事業所の希望による	事業場の指定時期（4ヶ月以内）
産業医訪問日等	人間ドックに関しては健診当日に実施している
事業主の依頼・希望（14）	
事業場の指定した月日	上記「2」は健診を実施している時は、健診後約2ヶ月以内である
	対象者の希望に合わせる

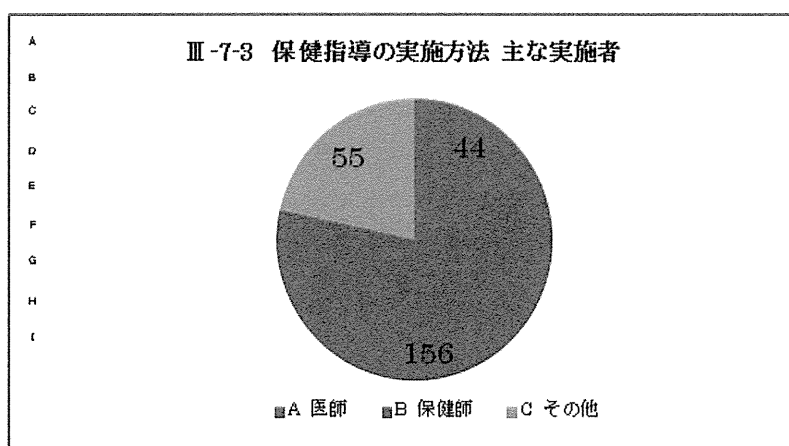
受診者と事業場の要望に合わせ実施	特定保健指導として実施する場合は6ヶ月
従業員の多い事業所では3グループ等に 分けて1年半をかけ実施	特定保健指導においては、保険者によりばらつきがある。
制度に基づき実施（2週間～3か月以内）	保健指導のみ実施するケースは殆どありません。産業医活動の中で実施しているものが多く、そのため時期は一定ではありません。
当日実施を原則としている。又特定保健指導は利用券発行後本人の希望で予約・実施	保健指導日程と事業所対象者の状況により、先方と相談して決めている。
年間を通して月に1回数名ずつ指導（優先順位による）	利用券の有効期限内で実施
年度内で対応	労働衛生週間や安全大会等事業所の希望日
保健指導の予約が入った時。	保険者から対象者名簿の受理後、対象者からの
保健指導利用券の期間内	事前予約で実施

Ⅲ－７ 保健指導の実施方法

(3) 主な保健指導実施者（複数回答有り）

主な保健指導実施者は、「医師」が 44 健診機関（17.3%）、「保健師」が 156 健診機関（61.2%）、「その他」が 55 健診機関（21.6%）であった。

「ウ その他」に該当するものとしては、管理栄養士をあげた健診機関が 55 健診機関、看護師をあげた健診機関が 5 健診機関などがみられる。



区分	回答項目	回答数	%
A	医師	44	17.3%
B	保健師	156	61.2%
C	その他	55	21.6%
	無回答	12	-
	計	267	100.0%

[Cのその他の内容（自由記載）]

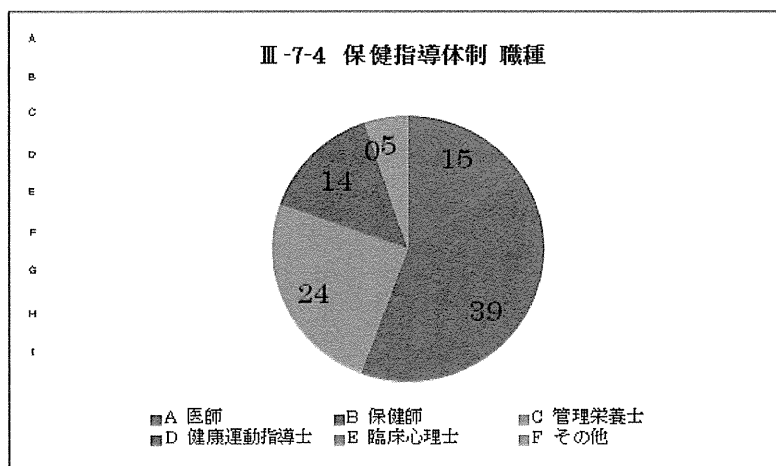
栄養士	栄養士、管理栄養士、健康運動指導士
栄養士、生活習慣病予防指導士	看護師（3）
看護師、管理栄養士（4）	管理栄養士（36）
管理栄養士、運動指導士（2）	管理栄養士、栄養士
管理栄養士、経験をつんだ看護師・事務	管理栄養士、健康運動指導士
管理栄養士、健康運動実践指導者	管理栄養師（4）
特保については管理栄養士も	

Ⅲ－7 保健指導の実施方法

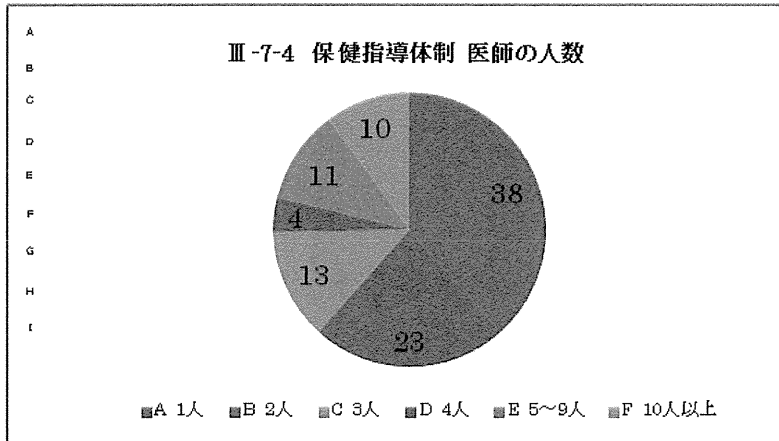
(4) 保健指導実施体制

ア 医師の人数

保健指導実施体制としての職種ごとの人数のうち、医師については、1人との回答は38健診機関(38.4%)、2人との回答は23健診機関(23.2%)、3人との回答は13健診機関(13.1%)と、これらの範囲で74健診機関(74.7%)を占めているが、5人以上との回答も21健診機関(21.2%)を占めている。全体の平均人数は4.8人である。



区分	回答項目	回答数	%
A	医師	15	15.5%
B	保健師	39	40.2%
C	管理栄養士	24	24.7%
D	健康運動指導士	14	14.4%
E	臨床心理士	0	0.0%
F	その他	5	5.2%
	無回答	146	-
	計	243	100.0%



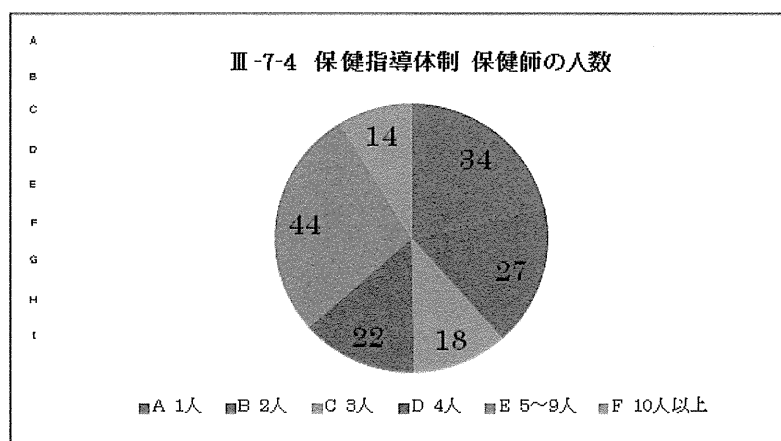
区分	回答項目	回答数	%
A	1人	38	38.4%
B	2人	23	23.2%
C	3人	13	13.1%
D	4人	4	4.0%
E	5~9人	11	11.1%
F	10人以上	10	10.1%
	無回答	91	-
	計	190	100.0%
	平均	4.8人	

Ⅲ－7 保健指導の実施方法

(4) 保健指導実施体制

イ 保健師の人数

保健師については、1人が34健診機関（21.4%）、2人が27健診機関（17.0%）などであったが、5人以上も58健診機関（36.5%）であった。全体の平均人数は4.7人である。



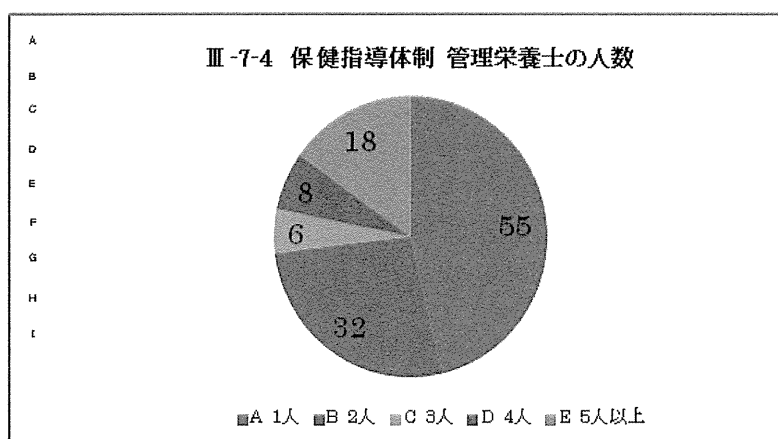
区分	回答項目	回答数	%
A	1人	34	21.4%
B	2人	27	17.0%
C	3人	18	11.3%
D	4人	22	13.8%
E	5~9人	44	27.7%
F	10人以上	14	8.8%
	無回答	31	-
	計	190	100.0%
	平均	4.7人	

Ⅲ-7 保健指導の実施方法

(4) 保健指導実施体制

ウ 管理栄養士の人数

管理栄養士については、1人が55健診機関（46.2%）、2人が32健診機関（26.9%）が多く、5人以上が18健診機関（15.1%）であった。全体の平均人数は2.7人である。



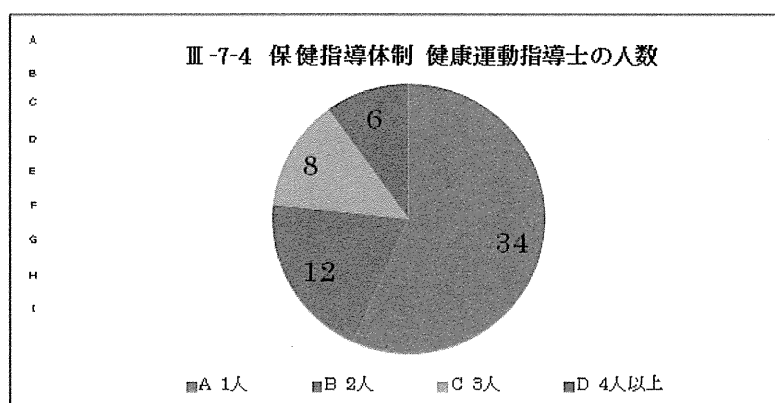
区分	回答項目	回答数	%
A	1人	55	46.2%
B	2人	32	26.9%
C	3人	6	5.0%
D	4人	8	6.7%
E	5人以上	18	15.1%
	無回答	71	-
	計	190	100.0%
	平均	2.7人	

Ⅲ-7 保健指導の実施方法

(4) 保健指導実施体制

エ 健康運動指導士の人数

健康運動指導士については、1人が34健診機関（56.7%）、2人が12健診機関（20.0%）、3人が8健診機関（13.3%）などとなっている。全体の平均人数は2.7人である。



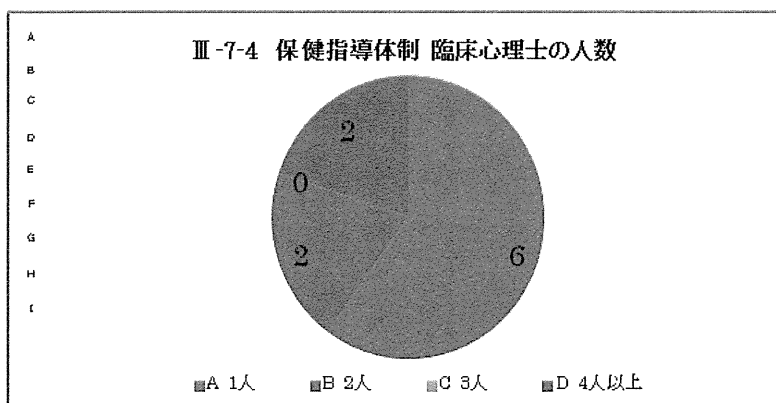
区分	回答項目	回答数	%
A	1人	34	56.7%
B	2人	12	20.0%
C	3人	8	13.3%
D	4人以上	6	10.0%
	無回答	130	-
	計	190	100.0%
	平均	2.7人	

Ⅲ－7 保健指導の実施方法

(4) 保健指導実施体制

オ 臨床心理士の人数

臨床心理士を回答した健診機関は少なく、1人が6健診機関（60.0%）、2人が2健診機関（20.0%）、4人以上が2健診機関（20.0%）である。全体の平均人数は2.3人である。



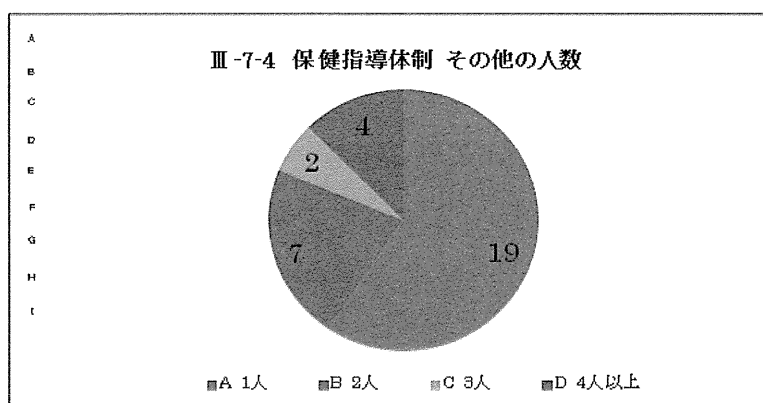
区分	回答項目	回答数	%
A	1人	6	60.0%
B	2人	2	20.0%
C	3人	0	0.0%
D	4人以上	2	20.0%
	無回答	180	-
	計	190	100.0%
	平均	2.3人	

Ⅲ－7 保健指導の実施方法

(4) 保健指導実施体制

カ その他の人数

その他の職種として人数を回答した健診機関は 32 健診機関であり、その半数以上の 19 健診機関（59.4%）は 1 人と回答している。全体の平均人数は 1.9 人である。

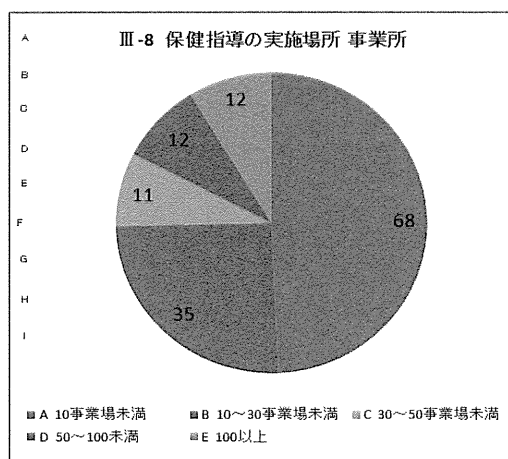


区分	回答項目	回答数	%
A	1 人	19	59.4%
B	2 人	7	21.9%
C	3 人	2	6.3%
D	4 人以上	4	12.5%
	無回答	158	-
	計	190	100.0%
	平均	1.9 人	

Ⅲ－８ 保健指導の実施場所

(1) 事業場の施設

保健指導の実施場所について「事業場の施設」で実施した事業場数について聞いた結果は、「10 事業場未満」と回答した健診機関は 68 健診機関 (49.3%)、「10～30 事業場未満」と回答した健診機関が 35 健診機関 (25.4%) などになっており、この 2 区分で 74.7%を占めている。全体の平均事業場数は 33.0 事業場である。

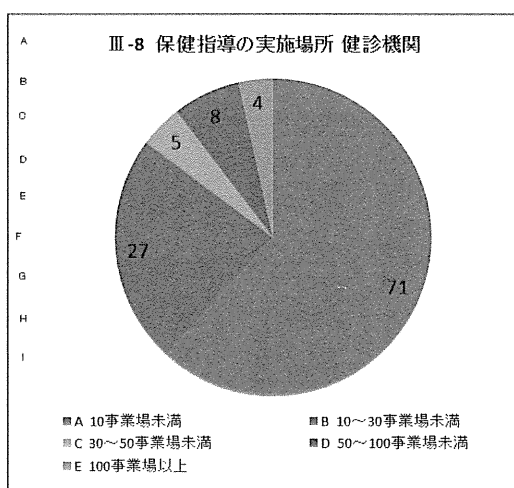


区分	回答項目	回答数	%
A	10 事業所未満	68	49.3%
B	10～30 事業所未満	35	25.4%
C	30～50 事業所未満	11	8.0%
D	50～100 未満	12	8.7%
E	100 以上	12	8.7%
	無回答	52	-
	計	190	100.0%
	平均	33.0 事業場	

Ⅲ－８ 保健指導の実施場所

(２) 健診機関の施設

保健指導の実施場所について「健診機関の施設」で実施した事業場数について聴いた結果は、「10 事業場未満」と回答した健診機関は 71 健診機関 (61.7%)、「10～30 事業場未満」と回答した健診機関が 27 健診機関 (23.5%) などとなっており、この 2 区分で 85.2%を占めている。全体の平均事業場数は 43.5 事業場である。



区分	回答項目	回答数	%
A	10 事業所未満	71	61.7%
B	10～30 事業所未満	27	23.5%
C	30～50 事業所未満	5	4.3%
D	50～100 未満	8	7.0%
E	100 以上	4	3.5%
	無回答	75	—
	計	190	100.0%
	平均	43.5 事業場	

Ⅲ－８ 保健指導の実施場所

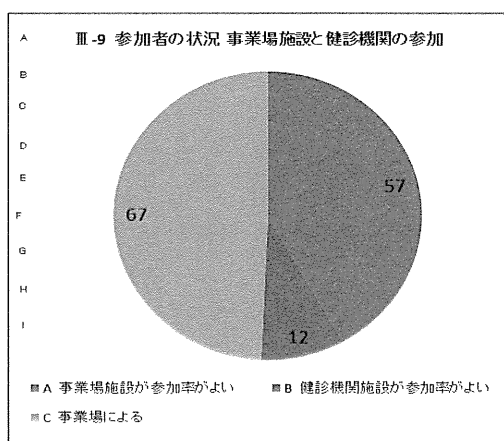
(3) 事業場の施設と健診機関の施設

この項目は、質問事項になっていないが、前記Ⅲの3のデータと上記のデータから事業場の施設と健診機関の施設の双方で保健指導を実施している健診機関を計算上求めたものである。その結果、「100人未満」が48健診機関(36.9%)と最も多く、次いで「100～500人未満」が38健診機関(29.2%)、「3,000人以上」が16健診機関(12.3%)などである。

	項目	回答数	%
A	100人未満	48	36.9%
B	100人～500人未満	38	29.2%
C	500人～1,000人未満	15	11.5%
D	1,000人～3,000人未満	13	10.0%
E	3,000人以上	16	12.3%
	無回答	60	-
	計	190	100.0%

Ⅲ－９ 参加者の状況

事業場施設又は健診機関施設で保健指導を実施した場合の参加率を聞いた結果、事業場施設で保健指導を実施した方が参加率がよいと回答した健診機関は 57 健診機関（41.9%）、健診機関の施設で保健指導を実施した方が参加率がよいと回答した健診機関は 12 健診機関（8.8%）、事業場によってどちらともいえないと回答した健診機関は 67 健診機関（49.3%）であった。健診機関の施設で保健指導を実施した形は参加率がよくないといえる。



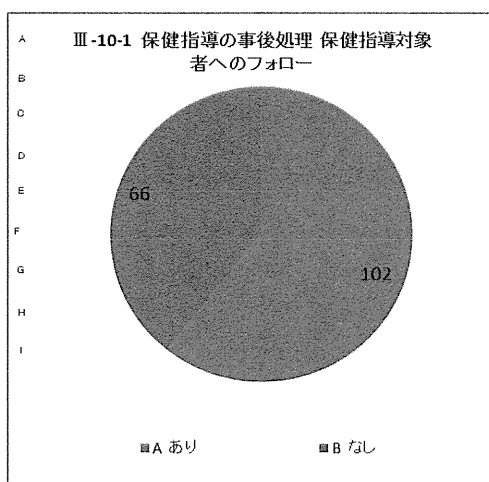
区分	回答項目	回答数	%
A	事業場施設が参加率がよい	57	41.9%
B	健診機関施設が参加率がよい	12	8.8%
C	事業場による	67	49.3%
	無回答	54	-
	計	190	100.0%

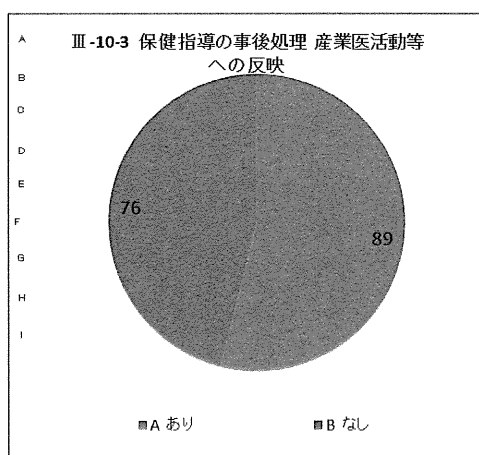
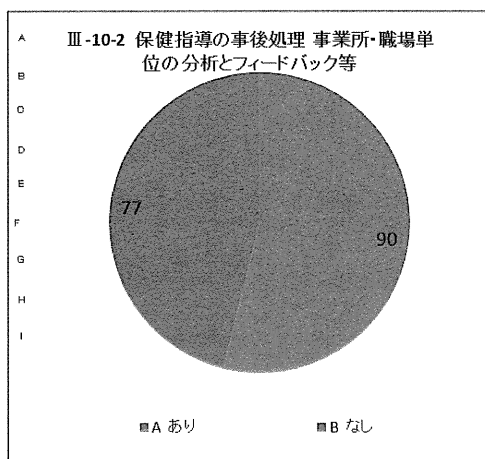
Ⅲ－１０ 保健指導の事後処理

保健指導の事後処理として３項目について聞いたところ、「保健指導対象者へのフォローアップ」については「あり」と回答した健診機関が 102 健診機関（60.7%）で「なし」と回答した健診機関の 66 健診機関（39.3%）より多かった。

「事業場・職場単位の分析とフィードバック等」については「あり」と回答した健診機関が 90 健診機関（53.9%）で「なし」と回答した健診機関の 77 健診機関（46.1%）であった。また、「産業医活動等への反映」については「あり」と回答した健診機関が 89 健診機関（53.9%）で「なし」と回答した健診機関の 76 健診機関（46.1%）とほぼ同様の傾向で「あり」が少し多いにとどまった。

全体として、保健指導の事後処理が十分に行われているとはいえない状況である。





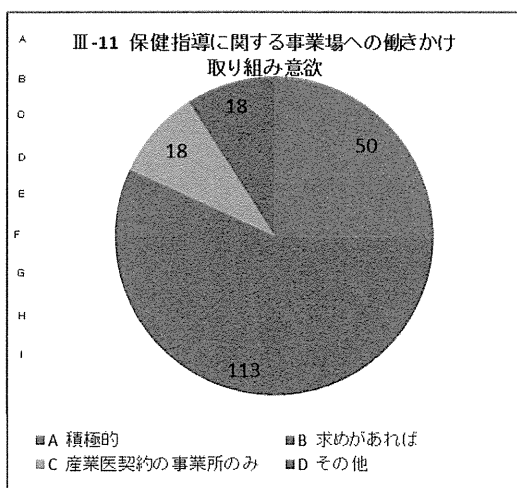
区 分	回答項目			
	あり	なし	無回答	計
保健指導対象者へのフォローアップ	102	66	22	190
	60.7%	39.3%	-	100.0%
事業場・職場単位の分析とフィードバック等	90	77	23	190
	53.9%	46.1%	-	100.0%
産業医活動等への反映	89	76	25	190
	53.9%	46.1%	-	100.0%

〔「その他」の内容・・・1件のみ〕

市町村国保の受講者に（H20～23年度の受講生に卒業生の集い実施、電話および通知による連絡）

Ⅲ－１１ 保健指導に関する事業場への働きかけ

健診機関の保健指導に関する取組みの意欲について聞いたところ、「事業主に働きかけて積極的に実施する」と回答した健診機関は50健診機関(25.1%)にとどまり、「事業主の求めがあれば実施する」との回答が113健診機関(56.8%)、「産業医契約の事業場のみ実施する」との回答が18健診機関(9.0%)などであった。積極的に保健指導を実施する姿勢に欠ける状況にある。



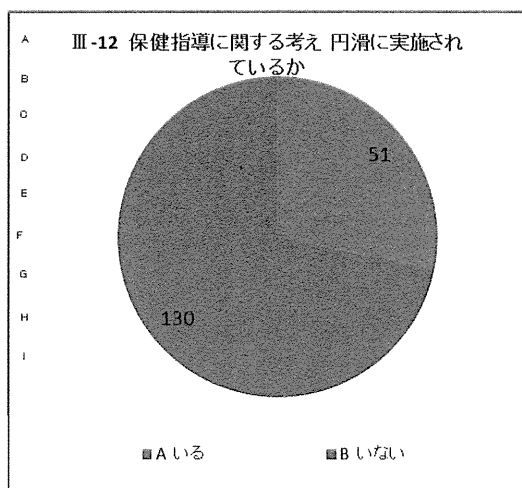
区分	回答項目	回答数	%
A	働きかけて積極的に実施	50	25.1%
B	求めがあれば実施	113	56.8%
C	産業医契約の事業場のみ実施	18	9.0%
D	その他	18	9.0%
	無回答	16	-
	計	215	100.0%

[Dのその他の内容（自由記載）]

<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、当施設内における特定保健指導の実施時に働きかけているが個人とのやりとりのみである。 ・1ヵ所出張健診において担当者の了解、協力があり実施している
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所への働きかけが少ないため、今後積極的に取り組みたい。 ・保険者の担当者に働きかけ対象者が積極的に受診していただけるようにしている。
①特定保健指導については、同意のあった対象者およびその事業主への案内通知
ホームページ、健康診断ご案内パンフレット
契約のある健康保険組合に所属している事業場に対して実施
健康保険組合、各種団体からの要請により実施
健康保険組合の依頼にこたえる
産業医契約を結んでいる事業場で、その事業主の求めがあれば実施。
指定の健康保険組合のみ実施している。
事業主に働きかけを行なっているが、事業主の取り組み意欲の如何によって、実施が左右されている。
主に自社及びグループ（企業内病院）
受診者の希望に応じて実施
当健診施設で受診した人の中で、保健指導希望者があれば、当日実施。また、産業医契約を結んでいる事業場の内、保健指導の依頼があった事業場に対して実施。
費用負担が健保持ちの場合、積極的に資料を使って働きかける。
保健相談事業の契約先に実施している。
本会の体制の都合により対応が難しい
本人からの申し出により実施

Ⅲ－１２ 保健指導に関する考え（円滑に実施されているか）

労働安全衛生法第66条の7に基づく保健指導が円滑に実施されていると考えるかという質問に対しては、「円滑に実施されている」と回答した健診機関は51健診機関（28.2%）、「円滑には実施されていない」と回答した健診機関は130健診機関（71.8%）となっており、当該保健指導が円滑に実施されていないとする意見が多かった。



区分	回答項目	回答数	%
A	円滑に実施されている	51	28.2%
B	円滑には実施されていない	130	71.8%
	無回答	9	-
	計	190	100.0%